

倉敷市道路および普通河川等管理条例（昭和43年倉敷市条例第84号）新旧対照表

新				旧			
別表（第16条関係）				別表（第16条関係）			
使用物件		単位	使用料	使用物件		単位	使用料
電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、信書便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物	第1種電柱	1本につき1年	<u>570円</u>	第1種電柱	1本につき1年	<u>730円</u>	
	第2種電柱		<u>870円</u>	第2種電柱		<u>1,100円</u>	
	第3種電柱		<u>1,200円</u>	第3種電柱		<u>1,500円</u>	
	第1種電話柱		<u>510円</u>	第1種電話柱		<u>650円</u>	
	第2種電話柱		<u>810円</u>	第2種電話柱		<u>1,000円</u>	
	第3種電話柱		<u>1,100円</u>	第3種電話柱		<u>1,400円</u>	
	その他の柱類		<u>51円</u>	その他の柱類		<u>65円</u>	
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	<u>5円</u>	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	<u>7円</u>	
	地下に設ける電線その他の線類		<u>3円</u>	地下に設ける電線その他の線類		<u>4円</u>	
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	<u>490円</u>	路上に設ける変圧器	1個につき1年	<u>640円</u>	
	地下に設ける変圧器	使用面積1平方メートルにつき1年	<u>300円</u>	地下に設ける変圧器	使用面積1平方メートルにつき1年	<u>390円</u>	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	<u>1,000円</u>	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	<u>1,300円</u>	
	郵便差出箱及び信書便差出箱		<u>420円</u>	郵便差出箱及び信書便差出箱		<u>550円</u>	
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>1,800円</u>	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>4,300円</u>	
その他のもの	使用面積1平方メ	<u>1,000円</u>	その他のもの	使用面積1平方メ	<u>1,300円</u>		

水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	<u>21円</u>	水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	<u>27円</u>
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>30円</u>		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>39円</u>
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>45円</u>		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>59円</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>61円</u>		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>78円</u>
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>91円</u>		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>120円</u>
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		<u>120円</u>		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		<u>160円</u>
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		<u>210円</u>		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		<u>270円</u>
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		<u>300円</u>		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		<u>390円</u>
	外径が1メートル以上のもの		<u>610円</u>		外径が1メートル以上のもの		<u>780円</u>
歩廊、雪よけその他これらに類する施設	天幕、日よけその他これらに類するもの	使用面積1平方メートルにつき1年	<u>1,000円</u>	歩廊、雪よけその他これらに類する施設	天幕、日よけその他これらに類するもの	使用面積1平方メートルにつき1年	<u>1,300円</u>
	雨よけ（仮設ひさし）その他これに類するもの		<u>1,000円</u>		雨よけ（仮設ひさし）その他これに類するもの		<u>1,300円</u>
道路その他これに類する施設	上空に設ける通路	使用面積1平方メートルにつき1年	<u>900円</u>	道路その他これに類する施設	上空に設ける通路	使用面積1平方メートルにつき1年	<u>2,100円</u>
	地下に設ける通路		<u>540円</u>		地下に設ける通路		<u>1,300円</u>
	その他のもの		<u>1,000円</u>		その他のもの		<u>1,300円</u>

露店、商品置場その他これらに類する施設	露店その他これに類するもの(祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの)		使用面積1平方メートルにつき1日	<u>18円</u>
	その他のもの		使用面積1平方メートルにつき1月	<u>180円</u>
看板、標識、旗ざお、幕及びアーチ	看板(アーチで	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	<u>180円</u>
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>1,800円</u>
	あるものを除く。)			
	標識		1本につき1年	<u>810円</u>
	旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	<u>18円</u>
		その他のもの	1本につき1月	<u>180円</u>
	幕(工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	<u>18円</u>
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	<u>180円</u>
アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	<u>1,800円</u>	
	その他のもの		<u>900円</u>	
太陽光発電設備及び風力発電設備			使用面積1平方メートルにつき1年	<u>1,000円</u>
工事中用板囲い、足場、詰所その他の工事中用施設			使用面積1平方メートルにつき1月	<u>180円</u>

露店、商品置場その他これらに類する施設	露店その他これに類するもの(祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの)		使用面積1平方メートルにつき1日	<u>43円</u>
	その他のもの		使用面積1平方メートルにつき1月	<u>430円</u>
看板、標識、旗ざお、幕及びアーチ	看板(アーチで	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	<u>430円</u>
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>4,300円</u>
	あるものを除く。)			
	標識		1本につき1年	<u>1,000円</u>
	旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	<u>43円</u>
		その他のもの	1本につき1月	<u>430円</u>
	幕(工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	<u>43円</u>
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	<u>430円</u>
アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	<u>4,300円</u>	
	その他のもの		<u>2,100円</u>	
太陽光発電設備及び風力発電設備			使用面積1平方メートルにつき1年	<u>1,300円</u>
工事中用板囲い、足場、詰所その他の工事中用施設			使用面積1平方メートルにつき1月	<u>430円</u>

設及び土石、竹木、瓦 ^{かわら} その他の工事用材料		
耐火建築物工事期間中の仮設店舗その他の仮設建築物及び市街地再開発事業のための一時収容施設	使用面積1平方メートルにつき1月	<u>100円</u>
工作物敷地	使用面積1平方メートルにつき1年	<u>200円</u>
自転車、原動機付自転車又は二輪自動車を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具	使用面積1平方メートルにつき1年	Aに <u>0.025</u> を乗じて得た額
その他	市長がその都度定める。	

備考

- 第1種電柱とは電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。
- 第1種電話柱とは電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。
- 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいう。
- 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいう。

設及び土石、竹木、瓦 ^{かわら} その他の工事用材料		
耐火建築物工事期間中の仮設店舗その他の仮設建築物及び市街地再開発事業のための一時収容施設	使用面積1平方メートルにつき1月	<u>130円</u>
工作物敷地	使用面積1平方メートルにつき1年	<u>430円</u>
自転車、原動機付自転車又は二輪自動車を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具	使用面積1平方メートルにつき1年	Aに <u>0.033</u> を乗じて得た額
その他	市長がその都度定める。	

備考

- 第1種電柱とは電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。
- 第1種電話柱とは電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。
- 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいう。
- 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいう。

5 Aは、近傍類似の土地の時価を表すものとする。

5 Aは、近傍類似の土地の時価を表すものとする。